

大柿町自治会連合会大古自治会要望書への回答書

1 八幡川及び大古地区の河川の管理について

1) 河川の土砂及び雑草の除去(年1回雨季の前実施)

(答) 河川内の土砂浚渫については、財政上、毎年実施することは不可能ですが、土砂堆積が著しく、治水上必要と判断された場合に土砂の浚渫を実施します。

※参考： 治水上必要とされる場合とは、災害復旧事業(国庫負担)における採択基準を目安とし、河川断面に土砂が3分の1以上堆積するか否かの判断基準による。

(答) 雑草の除去については、毎年、自治会で実施される地区一斉清掃にて、雑草の除去が可能である範囲をお願いし、住民で除去が不可能な部分については、雑草の繁茂状況により、除去を実施することとしています。

2) 砂防ダムの管理の充実及び機能はどうか

(答) 7月末の豪雨で、江田島市内では多数の土砂災害が起きましたが、八幡川については新たな土石による著しい被害等は確認されていません。
このため、当該河川の砂防施設としては十分に機能を果たしたと考えられます。

しかしながら、土砂等の堆積は今後も増えてくることが考えられます。

このため、今後の砂防ダムの管理については、当該河川も含めて点検やパトロールを定期的の実施し、施設の状況に応じて補修や堆積除去等の維持管理を計画的に行っていきます。

次に、砂防林の直ぐ上流に整備済みの堰堤については、当該堰堤は不透過型の堰堤として整備しているため、堆積土砂の自然調節を見込んでおります。

このため、異常な堆積がない限り、土砂撤去は行っていません。異常な堆積かどうかの判断は、点検やパトロールを通して行います。

また、更に上流に設置している透過型の堰堤については、その機能に

影響を及ぼす程度以上の流木や土砂の堆積がある場合は、流木や土砂の撤去を行います。

3) 大原ポンプ場の潮回しヘドロ除去

(答) 今年度、調整地の浚渫を実施します。

実施時期については、ヘドロを一時仮置きし、乾燥させた後搬出するため、悪臭・台風及び秋雨前線によるヘドロの流出を防ぐことから、冬時期（1月以降）に行います。

2 大原ポンプ場及び樋門について

1) 人員採用と人選（通常2名、緊急時3～4名）

(答) 現在の管理は、個人と委託契約を行っています。

早急に、貴自治会と協議をし、人員及び人選のあり方を検討します。

2) 指導内容の徹底（教育、ポンプ操作の指導）

3) 樋門の開閉の教育

(答) 上記2)・3)については、日常の管理及び非常時の対応など委託内容を周知徹底するため、8月中に説明会を行います。

また、非常時の対応マニュアルを作成し、場内に掲示します。

4) 農協前の樋門操作を手動から電動に変換する

(答) 通常時は、基本的にスルースゲートは開けておき、フラップゲートにて海水の流入を防止することとしています。

非常時及びフラップゲートが機能しなくなった場合、スルースゲートの開閉を行います。スルースゲートの開閉時間は、10分程度で行うことができるので、電動化は必要ないと考えています。

5) 点検日誌の充実

(答) 現在、日誌を作成して翌月初めに報告することとなっていますが、業務開始・終了時間などの記載がないため、日誌内容を充実するよう検討します。

6) 天気予報の早期熟知把握

(答) 台風については、進路等ある程度予測できますが、集中豪雨（ゲリラ豪雨）の予測は難しいと考えています。

しかしながら、今回の教訓から職員が本庁に待機して、気象情報を把握しながらポンプ場の管理人に指示を行います。

7) ポンプ場、潮回し附近の外灯保守点検

(答) 遊歩道が冠水し電気系統が故障しているため、修繕を依頼しています。遊歩道に設置している外灯は、タイマーによって点・消灯を設定しているが、手動による点灯は可能なので、必要時には点灯させるよう管理者を指導します。

8) 除塵機の適正なる使用方法

(答) 7月29日ポンプ起動水位を1.7mに下げたため、ポンプ起動が頻繁にあり、寝られないとの苦情があったので、後日水位を1.9mに上げました。このことにより、ポンプ起動回数は日に1～2回となっています。

■ 八幡川入口から調整地までに流木等を止める鉄柵について

(答) 以前、除塵機に大量の草が絡み、機械が止まることがありました。このため、草が直接除塵機に行くのを防止する。また、流木の流入

を防ぐために設置した経緯があるため、取り除くことはできないと考えています。

しかしながら、7月24日にはこれに草が絡み水流を堰き止める形になっていたため、随時草を取り除くよう管理人を指導します。

また、河川からの草・土砂などの流入を防止するため、八幡川及び大又川からポンプ場入口に砂止壁を設置し、通常の水位ではポンプ場内に草・土砂などが流入しないようにする。

3 緊急時の連絡不徹底について

1) 職員の配置と指示

(答) 市内における地形や過去の被災歴等から災害が予想される地域は、早期に雨量、水位、潮位や気象情報などの情報収集を行い、現場のパトロールや地域支援のための職員を配置します。

地域防災計画に定めている業務分担表を再確認し、指示命令系統を明確にして、各部署が連携しながら効率的な災害対策を実施します。

2) 緊急のサイレン

(答) 状況に応じて防災行政無線によるサイレン吹鳴により、市民への緊急避難等の通報を行います。

3) 避難場所の明確な通報と避難指示

(答) 避難場所の開設は、防災行政無線、広報車等により周知します。

また、市指定避難場所を、定期的に応報紙、市ホームページに掲載し、市民に周知します。

(答) 避難の指示及び勧告は、雨量、水位、潮位や気象情報等の状況を把握し、災害発生のおそれや危険の切迫の状況を判断し、発します

4) 緊急時の連絡場所の明確化（市の連絡場所）

（答） 緊急時の連絡先は，本庁総務部総務課危機管理室とし，各支所にも人員を配置し，連絡体制を整えます。

4 消火栓の使用について

1) 災害後，あと始末の消火栓の使用許可（特例）

（答） 市民が協力して公益性を条件に，市道等の堆積土砂を流すために消火栓を使用する場合，期間を定め特例許可します。

使用申請については，自治会長が本庁総務部総務課危機管理室（支所又は地域活性化支援員経由可）に連絡し，危機管理室から企業局水道事業の許可を得てもらいます。

5 その他

1) 消毒液等の問題について

（答） 本庁及び各支所に，一定量の消毒液を保管しています。

要望があれば，自治会への噴霧器の貸出しや消毒液の配布も行い，消毒の仕方（別紙1）の指導もいたします。

2) 災害見舞金の一律化

（答） 今回の災害については，床上浸水の被災者に対し，市長及び市議会議長の交際費からそれぞれ見舞金をお送りしました。

災害見舞金の取り扱いについては，今後災害の種別や被害状況等を勘案しながら，総合的に検討してまいります。

防疫に関する物品

塩化ベンザルコニウム液

塩化ベンザルコニウム液は家具・器物に対して消毒・防カビを目的として散布を行います。(屋内の床上・床下浸水に使用)
使用濃度は水で100倍希釈。
1本が50リットル分です。



フマゾール

フマゾールは糞便の付着物に対して消毒・殺虫・害虫発生防止を目的として散布を行います。1本が50リットル分です。(屋外の浸水に使用)
使用濃度は水で100倍希釈します。
1本が50リットル分です。



※防疫作業者の注意

1. 散布薬剤を吸引しないよう、十分なマスクを使用する。
2. ゴム手袋またはビニール手袋を必ず着用する。
3. ゴム長靴を着用する。
4. うがいをよくし、健康に留意する。
5. 散布に使用する機器は使用前後よく洗浄する。
6. 残った薬剤は、必ず瓶ごと江田島市役所または各支所へ返却する。

〔 100倍希釈の目安 — 500mlのペットボトルにボトルの蓋1杯分の薬剤を入れ
500mlの水で溶かす。 〕